

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2010年2月9日
【四半期会計期間】	第51期第3四半期(自2009年10月1日至2009年12月31日)
【会社名】	株式会社アイティフォー
【英訳名】	ITFOR Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東川 清
【本店の所在の場所】	東京都千代田区一番町2-1番地
【電話番号】	(03)5275-7902
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 野津 省三
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区一番町2-1番地
【電話番号】	(03)5275-7902
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理本部長 野津 省三
【縦覧に供する場所】	株式会社アイティフォー 西日本事業所 (大阪府大阪市西区新町二丁目4番2号(なにわ筋S I Aビル)) 株式会社アイティフォー 中部事業所 (愛知県名古屋市中村区名駅四丁目10番25号(名駅I M A Iビル)) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第50期 第3四半期連結 累計期間	第51期 第3四半期連結 累計期間	第50期 第3四半期連結 会計期間	第51期 第3四半期連結 会計期間	第50期
会計期間	自2008年 4月1日 至2008年 12月31日	自2009年 4月1日 至2009年 12月31日	自2008年 10月1日 至2008年 12月31日	自2009年 10月1日 至2009年 12月31日	自2008年 4月1日 至2009年 3月31日
売上高(千円)	7,253,053	6,059,083	2,224,475	1,975,904	11,910,624
経常利益(千円)	608,752	418,896	166,839	97,918	1,550,905
四半期(当期)純利益(千円)	353,484	223,544	95,969	52,758	902,579
純資産額(千円)	-	-	7,271,706	7,561,484	7,615,279
総資産額(千円)	-	-	10,730,439	10,044,920	11,809,871
1株当たり純資産額(円)	-	-	260.28	274.81	276.61
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	12.69	8.14	3.44	1.92	32.45
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	12.62	8.13	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	67.6	75.0	64.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	533,000	626,893	-	-	1,302,851
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	115,728	629,361	-	-	222,934
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	368,404	309,962	-	-	518,037
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	-	-	3,772,080	3,740,666	4,053,635
従業員数(名)	-	-	418	414	417

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含んでおりません。
3. 第50期、第50期第3四半期連結会計期間及び第51期第3四半期連結会計期間における、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2009年12月31日現在

従業員数（名）	414
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員を含めて表示しております。

### (2) 提出会社の状況

2009年12月31日現在

従業員数（名）	404
---------	-----

（注）従業員数は就業人員であり、契約社員を含めて表示しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1)仕入実績

項目	当第3四半期連結会計期間 (自2009年10月1日 至2009年12月31日)	前年同四半期比(%)
システムソリューション(千円)	320,848	60.1
ネットワークソリューション(千円)	185,219	127.9
カスタマーサービス(千円)	15,586	117.9
合計(千円)	521,654	75.3

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載しております。

#### (2)受注状況

項目	当第3四半期連結会計期間 (自2009年10月1日 至2009年12月31日)			
	受注高(千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高(千円)	前年同四半期比 (%)
システムソリューション	1,575,413	84.6	2,643,688	66.5
ネットワークソリューション	116,350	27.1	356,421	86.3
カスタマーサービス	296,721	63.3	774,302	67.8
合計	1,988,485	72.0	3,774,411	68.3

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載しております。

#### (3)販売実績

項目	当第3四半期連結会計期間 (自2009年10月1日 至2009年12月31日)	前年同四半期比(%)
システムソリューション(千円)	1,293,988	85.8
ネットワークソリューション(千円)	200,355	121.4
カスタマーサービス(千円)	481,561	87.4
合計(千円)	1,975,904	88.8

(注)1.上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2.当社グループは単一のセグメントに属する事業を行っているため、サービス部門ごとの金額を記載しております。

3.当社グループでは、出荷やお客様のシステム導入が9月及び3月に集中する傾向があり、通常、売上が第2四半期および第4四半期に集中する傾向があります。

## 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

### （1）業績の状況

当第3四半期連結会計期間におけるわが国経済は、2008年秋以降の急速な世界経済減速の影響を受け、厳しい状況で推移しております。政府の景気対策効果などもあり、大企業を中心に緩やかな企業業績の回復も見られますが、円高再燃の懸念をはじめ設備投資の抑制や雇用情勢の悪化、さらにはデフレの進行など市況の低迷は依然として続いており、企業収益は総じて厳しい状況で推移しております。

当社グループの属する情報サービス業界におきましても、IT関連の設備投資の抑制や先送りなどを行う動きが止まらず、本格的な回復にはもうしばらく時間がかかるものと見込まれます。

このような環境下、当社グループでは、主力事業の金融機関向けファイナンシャルソリューションシステムを中心に積極的な営業を展開いたしました。金融業界における改正貸金業法の最終施行に向けた総量規制対応などは当初想定したスケジュールから大幅に遅れており、受注及び売上とも前年同期を下回る結果となっています。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間の売上高は1,975百万円（前年同期比88.8%）、営業利益は75百万円（前年同期比47.4%）、経常利益は97百万円（前年同期比58.7%）、四半期純利益は52百万円（前年同期比55.0%）となりました。

当第3四半期連結会計期間における当社グループのサービス部門ごとの業績は次のとおりです。

### （システムソリューション）

ファイナンシャルソリューションにつきましては、これまで景気低迷の影響を受け投資を控えていた金融機関やその関連会社より、いくつかの大型パッケージ導入を受注したほか、今期より営業強化を図っている保証会社向けパッケージソフトを新規に受注いたしました。しかしながら、貸金業法の改正にともなう個人情報情報センターのシステム変更への対応案件は、個人情報情報センター側の対応方針変更等により業界の対応が遅れており、見込んでいた受注目標には及びませんでした。なお、金融円滑化法の施行にともない、今後金融機関から更なるシステム導入案件の獲得が見込まれており、パッケージソフトの開発に着手しています。

CTI（コンピュータ・テレフォニー・インテグレーション）につきましては、コールセンターの「コスト最適化」の施策として、「Aspect（アスペクト）コンタクトセンター・ソリューション」と「Nice（ナイス）通話録音システム」を中心に、大手生命保険会社や大手テレマーケティング会社よりコールセンター統合ソリューションを受注いたしました。また、映像分析による防犯システム「Nice Vision（ナイスビジョン）」は、首都圏の大型展示場への導入が決定いたしました。

eコマースシステムにつきましては、ECサイト構築パッケージ「ITFOReC（アイティフォレック）」の機能強化を進めております。「ITFOReC」を導入した著名アパレル企業のリニューアルサイトが本格稼動したこともあり、インターネット販売の需要拡大とともに多業種にわたって引き合いが増えてきています。しかしながら、増加している競合ベンダーのパッケージソフトとの比較や、投資効果の見極めに慎重に取り組む企業が多く、新規の受注は翌期以降に見込まれています。

流通システムにつきましては、強まるデフレ傾向および個人消費不振の影響により、メインターゲットである地方百貨店の設備投資が大幅に抑制されており、売上の落ち込みを余儀なくされております。そうした中、小売業向け基幹システム「RITS（リッツ）」のモジュール（機能単位）での販売を重点戦略とし、専門店、大型小売店、スーパーマーケットなどに対し幅広く営業展開しており、第4四半期には新規案件の獲得を見込んでおります。

さらに、eコマースシステムと流通システム相互の既存顧客にクロスセールスを強化し、業績の拡大を目指します。

以上の結果、システムソリューションの受注は1,575百万円（前年同期比84.6%）、売上は1,293百万円（前年同期比85.8%）となりました。

### （ネットワークソリューション）

ネットワークソリューションにつきましては、ネットワークの運用コスト削減を目的としたシステム基盤構築や、2005年前後に構築された情報漏えい対策システムのリプレースなど、潜在ニーズが強くなってきております。しかし、本格的な投資再開には依然として慎重な顧客が多く、設備投資の本格回復は翌期以降に見込んでおります。その結果、受注は116百万円（前年同期比27.1%）、売上は200百万円（前年同期比121.4%）となりました。

（カスタマーサービス）

カスタマーサービスにつきましては、顧客企業の設備投資先送りの影響からハードウェアの設置などに伴う手数料収入が前年同期と比べ大幅な減少となり、コンピュータ周辺機器の販売により挽回を図りましたが、受注及び売上の減少を補うには至りませんでした。その結果、受注は296百万円（前年同期比63.3%）、売上は481百万円（前年同期比87.4%）となりました。

なお、前期までカスタマーサービス部門で計上していたIT基盤構築サービスの受注・売上につきましては、当期よりシステムソリューション部門およびネットワークソリューション部門に移管しておりますが、前年同期におけるIT基盤構築サービスの受注は100百万円、売上は52百万円でしたので、これを調整した場合には、受注は前年同期比80.6%、売上は96.6%となります。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、第2四半期連結会計期間末より341百万円減少し、3,740百万円となりました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの増減状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は181百万円（前年同期は72百万円の減少）となりました。主な増加要因は、売上債権の減少217百万円、減価償却費105百万円であり、主な減少要因は、たな卸資産の増加152百万円、賞与引当金の減少93百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果減少した資金は521百万円（前年同期は33百万円の増加）となりました。主な増加要因は定期預金の払戻しによる収入500百万円であり、主な減少要因は定期預金の預入れによる支出550百万円、有価証券の取得による支出399百万円です。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は0百万円（前年同期は1百万円の減少）となりました。

### (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）については次のとおりであります。

2009年6月19日の取締役会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、以下の要領により当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「本プラン」といいます。）の継続について決議いたしました。

#### 一 本プランを必要とする理由

当社はシステムインテグレーターとして、セキュアなシステムを希望するお客様から長期的かつ安定した信頼を得てシステムの納入を行ってきており、またこのような開発・販売を支えるのは、優秀な技術者である社員であります。昨今の動きとして、新たな法制度の整備や企業構造・文化の変化等を背景として対象となる会社の構造や特色に留意せず、経営陣と十分な協議や合意を得ることなく、突然大量の株式買付けを強行するといった動きも顕在化してきております。もちろん大量の株式買付け行為そのものを全て否定するものではなく、会社の企業価値・株主共同の利益を向上させる行為であれば、その判断は最終的には株主の皆様の全体の意思に基づいて決められるものであると考えております。

しかし、大量の買付行為の中には、その目的等からして企業価値・株主共同の利益に明白な侵害を与えるものや株主の皆様に売却を事実上強要するもの、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、株主の皆様に十分な検討を行うに足りる時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、当社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

このような当社に対する濫用的な買収によって当社の企業価値が毀損されることがあれば、当社の強みである優秀な技術者の流出が懸念されるのみならず、当社のシステムを採用していただいているお客様からの信頼を失い、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が大きく損なわれるおそれがあります。

こうした事情に鑑み、濫用的な買収者が現れた場合、上述したような不適切な大量買付行為を未然に防止するため、株主の皆様が判断するための必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉すること等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠と判断いたしました。そして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、2006年6月23日開催の第47回定時株主総会におきまして、当社の企業価値および株主共同の利益を確保するために、本プランの導入を決議し、2007年以降定時株主総会後に開催される取締役会で、本プランの継続を決議いたしております。

なお、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当該買付行為が長期的視点から当社の企業価値を毀損するものであるかどうかの検討は、中立的な第三者委員会に依頼するものとしております。

本プランの要領は以下のとおりであります。

#### 二 本プランの内容

##### (一) 本プランの概要

###### 本プランの発動手続の設定

(ア) 本プランは、まず、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させ、濫用的買収を防止することを目的として、当社株式に対する買付が行われる場合に、買付者または買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付に関する所定の情報の提供を求め、第三者委員会が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保し、必要があれば当社代表取締役等を通じて買付者等との交渉を行うなどの手続を定めています。

また、当社取締役会は、敵対的性質が存する者からの濫用的買収を防止するための事前の防衛策として、停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て（以下「対抗措置」といいます。）を決議いたします。

なお、上記にいう「濫用的買収」は、次のいずれかに該当するものを意味します。

買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと（専ら株価をつり上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。）

当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること

当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること

買付の提案が、当社取締役会において買付提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと

買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること

買付の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること

買付の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること

買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

また、上記にいう「敵対的性質が存する者」とは、濫用的買収を行う買付者等のうち、次の各条件のいずれかに当たる場合を除いた者を意味します。

当社の子会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。）、  
関連会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。）

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内（ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。）にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

(イ) 停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当ての概要は次のとおりであります。

(a) 停止条件とは

ある者が、特定株式保有者（注）に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができます。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

をいいます。なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かに関する第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとします。

（注）「特定株式保有者」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、(a) 当該保有者が保有する当社の株券等と当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、(c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなった当社の株券等と当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者及び当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等保有割合の合計、のいずれかが20%超に相当する者をいう。

(b) 新株予約権無償割当てと差別的行使条件とは

新株予約権無償割当てとは、上記停止条件が成就した場合に、当社取締役会が別途定める一定の日における株主の皆様に対して、新たに申込みや払込みをしていただくことなく、当社の新株予約権を割当ててをいいます。本新株予約権には、特定株式保有者等に該当する者には、本新株予約権の権利行使は認められないとの差別的行使条件を付すものとします。

(c) 一部取得条項付とは

特定株式保有者等に該当する者を除く新株予約権者の新株予約権を、同新株予約権1個について当社普通株式1株を交付することにより、当社が取得するとの条項を付すことをいいます。

この場合、新株予約権者は、行使価格相当の金銭を払い込む必要はありません。

停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当てと第三者委員会の利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付を行う等、買付者等による買付またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます。）が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると認められる場合（その詳細につきましては前記二（一）（ア）「濫用的買収」をご参照ください。）には、当社は、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権（その詳細につきましては別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」をご参照ください。以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して会社法第277条に基づき無償で割当てます。

なお、本新株予約権無償割当ては、停止条件が成就することによりその効力が生ずることになっていますが、その停止条件を成就させるか否か等の判断につきましては、当社取締役会が行います。ただし、その恣意的判断を排除するため、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）に従い、当社経営陣から独立した者のみから構成される第三者委員会の勧告を最大限に尊重して判断を行うものとします。

本新株予約権の当社による取得

本プランに従って、本新株予約権無償割当てが実施された場合には、当社による買付者等以外の株主の皆様からの本新株予約権取得と当社普通株式の交付により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合が実施前と比較して希釈化される可能性があります。

(二) 本プランの発動にかかる手続

対象となる買付等

本プランにおいては、以下に該当する買付等がなされたときに、その対象となります。

当社の株券等の保有者、公開買付者または当該保有者かつ公開買付者である者であって、

(a) 当該保有者が保有する当社の株券等および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計

- (b) 当該公開買付者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等に係る株券等保有割合の合計
- (c) 当該保有者かつ公開買付者である者が保有しもしくは保有することとなる当社の株券等および当該保有者かつ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者かつ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計

のいずれかが、20%を超える者による買付等、または超えると当社取締役会が認める者による買付等買付者等に対する情報提供の要求

上記に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、買付の実行に先立ち、当社に対して、以下の各号に定める、買付者等の買付内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）を含む買付提案を記載した書面（以下「買付提案書」といいます。）を提出していただきます。

第三者委員会は、当該買付提案書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上、自らまたは当社取締役会を通して本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提出していただきます。

- i 買付者等およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および（ファンドの場合は）組合員その他の構成員を含む。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容等を含む。）
- 買付の目的、方法および内容（買付対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含む。）
- 買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額およびその算定根拠等を含む。）
- 買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
- 買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策、買付後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- その他第三者委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、第三者委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付を開始したものと認められる場合には、引き続き買付提案書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、下記に記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権無償割当ての実施を勧告します。

#### 第三者委員会の検討手続

第三者委員会は、買付者等から提出された買付提案書ならびに第三者委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、第三者委員会が定める期間内に買付者等の買付内容に対する意見およびその根拠資料、代替案その他第三者委員会が適宜必要と認める情報・資料を提示するよう要求することができます。

第三者委員会は、買付者等から最初に情報・資料を受領した後、原則として対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社株式の買付の場合は60日以内、またはその他の方法による買付提案の場合には90日以内（以下「第三者委員会検討期間」といいます。）で、買付者等の買付内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

また、第三者委員会は、必要があれば当社代表取締役等を通じて、当該買付者等と交渉することなどにより、当該買付提案が当社の利益のために改善されるよう努め、中立・公平な観点から慎重に検討を行います。

更に、第三者委員会は、上記の検討手続を経て、第三者委員会細則（その概要につきましては別添1をご参照ください。）の判断基準（上記二（一）（ア）に記載のとおり。）に従い、当該買付提案が濫用的買収に該当するか否か、および当該買付者等が敵対的性質が存する者であるか否かを審議・決議し、第三者委員会検討期間内に当社取締役会に勧告します。

#### 新株予約権無償割当ての内容

対抗措置としての新株予約権無償割当ての内容は、別添2「本プランに係る新株予約権無償割当て要綱」に記載のとおりです。

### (三) 対抗措置発動後の中止について

本新株予約権無償割当ての停止条件が成就した後、割当対象株主が確定する日までの間に、買付者の買付行為の中止または買付内容の変更等がなされたことにより、当該買付者に敵対的性質が存しないと当社取締役会が認めるに至った場合には、当社取締役会は本新株予約権無償割当ての決議を取り消し、対抗措置の発動を中止することができるものとします。

## 三 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則、すなわち、企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意の原則、必要性・相当性の原則を完全に充足しています。

また本プランにおいて対抗措置をとるか否かは中立的な第三者委員会の判断を最大限尊重して行われ、株主の共同利益を損なうものではなく、また取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

## 四 株主の皆様への影響

### (一) 本プランの継続の決議時に株主の皆様にご与える影響

本プランの継続の決議時点においては、本新株予約権無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様のご権利・利益に直接的な影響が生じておりません。

### (二) 本新株予約権無償割当て実施により株主の皆様にご与える影響

当社取締役会が本新株予約権無償割当てに際して別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき2個の割合で、本新株予約権が無償で割当てられますので、株式価値の希釈化は生じません。

当社は、買付者等以外の株主の皆様の本新株予約権を取得する手続を取り、その旨該当する株主の皆様にご通知いたします。株主の皆様は、金銭等を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領されることとなります。

## 五 本プランの有効期限と継続について

現在の本プランの有効期限は、2010年6月の定時株主総会終結後に開催される取締役会の終了時までとされており、2010年度以降につきましては、毎年定時株主総会で新たに選任された取締役による取締役会においてその後1年間の継続の可否を決議し、同決議内容を株主の皆様へ情報開示するとともに当該事業年度の定時株主総会（毎年6月開催予定）において、報告をすることとなっております。なお、当社の取締役の任期は1年となっており、本プランは取締役会の決議において廃止することが可能でありますので、本プランの廃止を希望される株主の皆様は、取締役の選任議案を通じて、株主の皆様の意思を表明していただきたく存じます。その結果、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得られなかった等、本プランに対し反対である旨の株主の皆様の総体的意思が示された場合には、速やかに本プランを廃止いたします。

なお、有効期間満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。また、当社取締役会が本プランの設計を見直す必要があると判断した場合には、改めて株主総会にお諮りして、株主の皆様のご意思を確認することといたします。

## 六 その他

本新株予約権の割当方法、名義書換方法、当社による新株予約権の取得方法等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当ての割当期日の決定が行われた後、株主の皆様に対して公告または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(アドレス <http://www.itfor.co.jp/>)

(別添1) 第三者委員会細則の骨子

1. 中立的な判断の確保

(1) 新株予約権無償割当ての停止条件の成就について取締役会の中立的な判断を確保するために、社外監査役、弁護士(顧問契約先の弁護士を除く)、公認会計士(監査契約先の公認会計士を除く)等で当社と利害関係のない者から選任する3名から構成される第三者委員会を設置する。

当社と第三者委員会の各委員との間では、善良なる管理者の注意をもって任務にあたる義務を負うことを含む委任契約を締結する。

(2) 第三者委員会の委員は、取締役会が平時に任命する。ただし、委員の補欠を置くことができる。

(3) 第三者委員会の判断が必要と認められる場合には、常勤監査役が第三者委員会を招集する。

(4) 第三者委員会は、必要な判断を行うために、取締役会に説明や資料の提出を求め、または、企業経営につき見識を有する者、専門職(投資銀行、証券会社、ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士その他の専門家を含む。)等に対して、必要な情報の提出を要請し、または、その意見を求めることができる。

また、第三者委員会は、その判断に必要と考える場合には、取締役会に対して、判断期間の延長を要請することができる。

(5) 第三者委員会の決議は、原則として全員一致によるものとするが、これが困難な場合には、多数決によるものとする。

2. 第三者委員会の審議事項

第三者委員会は、原則として以下の各号に定める事項について審議・決議し、その決議の内容を、理由を付して取締役会に勧告する。

(1) 買付者等についての「敵対的性質が存する者」への該当性

(2) 上記1.(4)の判断期間の延長の要否

(3) 「停止条件付一部取得条項付差別的行使条件付新株予約権無償割当て」決議内容における取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が第三者委員会に諮問した事項

(4) 取締役会が、別途第三者委員会が行うことができるものと定めた事項

3. 敵対的性質が存する者の判断基準

買付者等の買付提案が、次の各条件のいずれかに当たる場合には、当該買付者等は敵対的性質が存すると判断するものとする。

i. 買付等が誠実に会社経営に参加することを目的としていないこと(専ら株価を上げ、高値で株式を当社又は当社関係者に買い取らせることを目的としている場合を含む。)

当社を一時的に支配して、当社の重要な従業員や資産、ノウハウ等を買付者等又はその関係者に移転させる等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を図ることを目的としていること

当社の資産等を当該買付者等又はその関係者の債務の担保や弁済原資として流用することを目的としていること

当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額な資産等を処分させ、その利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って売り抜けることを目的としていること

買付等の提案が、当社取締役会において提案の適否と対案を検討することの可能な時間的余裕を与えていないこと

買付者等が本プランに定める事項を履行した場合であっても、買付案、買付価額等の合理性について株主に誤解を与えるおそれがあること

買付等の提案が、株主に対して冷静に株式売却を検討することができるように配慮されておらず、株主に対して当社株式の売り急ぎを強要するおそれがあること

買付等の提案の内容が不適切であるため、当社における企業価値の源泉である当社と顧客との長期的な信頼関係および当社の優秀な技術者の雇用の維持を阻害するおそれがあり、当社の長期的な企業価値を損なうものであること

買付者等が、買付内容の検討に必要な情報が含まれた買付提案書を提出せず、または第三者委員会の求めに応じた追加情報を提出しないなど、本プランに定める事項を履行していないこと

ただし、買付者等が次の各条件のいずれかに当たる場合には、敵対的性質が存しないと判断するものとする。

当社の子会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)、関連会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則第8条第5項に定義される。)

不注意で、または当社を支配する意図がないのに特定株式保有者となった者と第三者委員会が認めた者で、かつ、特定株式保有者となった後10日以内(ただし、当社取締役会はこの期間を延長できる。)にその保有する株券等を処分等することにより特定株式保有者ではなくなった者

当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定株式保有者になった者である旨第三者委員会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）

当社の特定株式保有者となったとしても当社の企業価値または株主共同の利益との関係で、対抗措置をとることが相当でないと第三者委員会が認めた者

#### 4. 情報の開示

第三者委員会は、買付者等から買付提案書が提出された事実および買付者等から提出された各種情報その他の情報のうち第三者委員会が適切と判断する事項について、必要と判断する時点において、株主に対して情報開示を行うものとする。

また、上記1.(4)の判断期間を延長する旨の決議を行った場合、第三者委員会は、その理由、延長期間、その他第三者委員会が適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行うものとする。

#### (別添2) 本プランに係る新株予約権無償割当要綱

##### 1. 本新株予約権無償割当では、以下の停止条件が成就したときから効力を発する。

ある者が、特定株式保有者に該当したとして該当者から公表がなされた日もしくは当社取締役会がこれを認めて公表した日のいずれか早い方から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

または、

当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。）について、買付等の後にその者が特定株式保有者となるような公開買付の公告を行った場合には、当該公告の日から10日の期間内（ただし、取締役会が延期することができる。）に、当社取締役会が対抗措置をとることが適切であると判断し、その旨を公表すること

なお、当社取締役会は、その者が敵対的性質が存する者であるか否かの第三者委員会による判断を最大限に尊重して、上記対抗措置をとることが適切であるか否かの判断を行うものとする。

##### 2. 割当対象株主

本新株予約権無償割当での停止条件が成就した日の翌日から3週間以内の期間で、当社取締役会が新株予約権無償割当を行う日として公告した日（以下「割当期日」という。）における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主（ただし当社を除く。以下「割当対象株主」という。）に対し、その保有株式1株につき新株予約権2個の割合で、本新株予約権を無償にて割り当てる。

##### 3. 株主に割り当てる新株予約権の数の算定方法

割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の2倍の数とする。

##### 4. 新株予約権無償割当が効力を生ずる日

上記第2項に定める割当期日とする。

##### 5. 新株予約権の目的である株式の数の算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式数を当社普通株式1株とし、その総数は割当期日における最終の発行済株式総数（当社の保有する当社普通株式の数を控除する。）の2倍の数とする。

##### 6. 当該新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の目的となる株式1株につき1円とする。

##### 7. 当該新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当期日から3週間を経過した日の翌日から1か月間とする。

##### 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

全額を資本に組み入れる。

##### 9. 新株予約権の行使の条件

特定株式保有者、その共同保有者、その特別関係者もしくはこれらの者から新株予約権を承継した者（ただし、承継につき当社取締役会の承認を得た者を除く。）またはこれらの者が実質的に支配し、これらの者を実質的に支配し、これらの者が共同して支配し、もしくはこれらの者と共同して行動する者として当社取締役会が認定した者は新株予約権を行使することができない。

##### 10. 新株予約権の行使請求方法および払込の方法

新株予約権の行使請求方法および払込の方法については、別途、当社取締役会において定める。

##### 11. 新株予約権行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、当該新株予約権を行使した日に、当該新株予約権の目的である株式の株主となる。

当社は、新株予約権の行使の効力発生後、すみやかに株券を交付する。

12. 譲渡による当該新株予約権の取得について当該株式会社の承認を要するときはその旨  
本新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
13. 当社による新株予約権の一部取得  
本新株予約権は、割当日から3週間を経過した日の到来をもって、当社が以下の要領によりこれを取得する。  
上記 に定める日に、当社は第9項に従い新株予約権を行使することができる者の新株予約権を取得する。  
上記 の取得にあたって、取得する新株予約権1個と引換えに、当該新株予約権者に対して当社普通株式1株を交付する。
14. 新株予約権の当社による取得または行使により新たに当社株式を取得した場合の当該株主の、株主総会における議決権行使  
当社が定める基準日後に、当社による新株予約権の取得または新株予約権の行使によって、新たに当社株式を取得した場合の当該株主は、株主総会において議決権を行使できるものとする。
15. 新株予約権証券の不発行  
新株予約権証券は、発行しない。
16. その他  
その他、新株予約権無償割当てに関し必要な詳細に関する一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。

#### (4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、5百万円であります。  
なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	110,000,000
計	110,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2009年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2010年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	29,430,000	29,430,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	29,430,000	29,430,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」の欄には、2010年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21ならびに会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき発行した新株予約権は、つぎのとおりであります。

《第二回発行分》 2004年6月25日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (2009年12月31日)
新株予約権の数(個)	892
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	446,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	351
新株予約権の行使期間	自 2006年6月26日 至 2011年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 351 資本組入額 176
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う取締役の再任候補に選ばれない場合の退任、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。</li> <li>・新株予約権の質入その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権付与(割当)契約」に定めるところによる。</li> </ul>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（ただし、時価発行として行う公募増資並びに新株予約権および新株予約権証券の行使に伴う株式の発行を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

注) 2005年7月5日開催の取締役会決議により、2005年7月29日（金曜日）最終の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主の所有する普通株式を2005年9月20日付をもって1株を5株に分割いたしました。これにより第2回新株予約権の行使価額は1,751円から351円、資本組入額は876円から176円となっております。

《第六回発行分》 2009年6月19日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (2009年12月31日)																														
新株予約権の数(個)	14,925																														
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)																															
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式																														
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,492,500																														
新株予約権の行使時の払込金額(円)	413																														
新株予約権の行使期間	自 2011年6月20日 至 2016年6月19日																														
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	<table border="0"> <tr> <td>2011年6月20日～2012年6月19日権利行使分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>504</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>252</td> </tr> <tr> <td>2012年6月20日～2013年6月19日権利行使分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>513</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>257</td> </tr> <tr> <td>2013年6月20日～2014年6月19日権利行使分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>563</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>282</td> </tr> <tr> <td>2014年6月20日～2015年6月19日権利行使分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>567</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>284</td> </tr> <tr> <td>2015年6月20日～2016年6月19日権利行使分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>発行価格</td> <td>574</td> </tr> <tr> <td>資本組入額</td> <td>287</td> </tr> </table>	2011年6月20日～2012年6月19日権利行使分		発行価格	504	資本組入額	252	2012年6月20日～2013年6月19日権利行使分		発行価格	513	資本組入額	257	2013年6月20日～2014年6月19日権利行使分		発行価格	563	資本組入額	282	2014年6月20日～2015年6月19日権利行使分		発行価格	567	資本組入額	284	2015年6月20日～2016年6月19日権利行使分		発行価格	574	資本組入額	287
2011年6月20日～2012年6月19日権利行使分																															
発行価格	504																														
資本組入額	252																														
2012年6月20日～2013年6月19日権利行使分																															
発行価格	513																														
資本組入額	257																														
2013年6月20日～2014年6月19日権利行使分																															
発行価格	563																														
資本組入額	282																														
2014年6月20日～2015年6月19日権利行使分																															
発行価格	567																														
資本組入額	284																														
2015年6月20日～2016年6月19日権利行使分																															
発行価格	574																														
資本組入額	287																														
新株予約権の行使の条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社の取締役、執行役員または従業員であることを要す。ただし、従業員の定年退職の場合、その他取締役会が認める正当な理由がある場合は、この限りでない。</li> <li>・新株予約権者は、権利行使期間の初日から1年を経過する日までの期間(以降、その翌日から1年経過する日までの各期間)において、割当を受けた新株予約権の5分の1を超えないように、新株予約権を行使することとする。</li> <li>・新株予約権者が死亡した場合、その相続人は一定の要件のもとに新株予約権を行使することができる。</li> <li>・新株予約権について、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。</li> <li>・その他の権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。</li> </ul>																														
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。																														
代用払込みに関する事項																															
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項																															

(注)「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

（3）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（4）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
2009年10月1日～ 2009年12月31日		29,430		1,124,669		1,221,189

（5）【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6)【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2009年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2009年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,001,300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,427,700	274,277	-
単元未満株式	普通株式 1,000	-	-
発行済株式総数	29,430,000	-	-
総株主の議決権	-	274,277	-

【自己株式等】

2009年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) (株)アイティフォー	東京都千代田区 一番町21番地	2,001,300	-	2,001,300	6.80
計	-	2,001,300	-	2,001,300	6.80

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	2009年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	400	380	429	425	411	391	340	335	338
最低(円)	311	325	370	380	382	331	298	295	308

(注)最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

役職の異動

新役名	新職名	旧役名	旧職名	氏名	異動年月日
取締役社長 代表取締役		取締役社長 代表取締役	事業本部長	東川 清	2009年10月1日
取締役 常務執行役員	事業本部長	取締役 常務執行役員	ソリューション システム事業部長	大枝 博隆	2009年10月1日

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（2008年10月1日から2008年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（2009年10月1日から2009年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（2008年10月1日から2008年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（2008年4月1日から2008年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第3四半期連結会計期間（2009年10月1日から2009年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（2009年4月1日から2009年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間末 (2009年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2009年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,642,655	1,908,004
受取手形及び売掛金	<sup>3</sup> 1,108,048	2,962,936
有価証券	3,047,837	2,944,878
たな卸資産	<sup>1</sup> 577,101	<sup>1</sup> 374,713
その他	471,713	466,653
貸倒引当金	174	405
流動資産合計	6,847,181	8,656,781
固定資産		
有形固定資産	<sup>2</sup> 829,119	<sup>2</sup> 884,336
無形固定資産	771,607	697,216
投資その他の資産		
その他	1,597,507	1,571,823
貸倒引当金	495	285
投資その他の資産合計	1,597,011	1,571,538
固定資産合計	3,197,738	3,153,090
資産合計	10,044,920	11,809,871
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	754,598	1,819,090
未払法人税等	135,485	575,214
賞与引当金	198,500	416,700
その他	837,345	802,066
流動負債合計	1,925,928	3,613,071

	当第3四半期連結会計期間末 (2009年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (2009年3月31日)
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	291,334	277,301
役員退職慰労引当金	13,488	12,050
その他	252,683	292,169
<b>固定負債合計</b>	<b>557,506</b>	<b>581,520</b>
<b>負債合計</b>	<b>2,483,435</b>	<b>4,194,591</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,124,669	1,124,669
資本剰余金	1,221,189	1,221,189
利益剰余金	6,115,909	6,189,955
自己株式	811,570	800,186
<b>株主資本合計</b>	<b>7,650,196</b>	<b>7,735,626</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	113,130	138,830
繰延ヘッジ損益	662	1,702
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>112,468</b>	<b>137,127</b>
新株予約権	11,189	-
少数株主持分	12,567	16,780
<b>純資産合計</b>	<b>7,561,484</b>	<b>7,615,279</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>10,044,920</b>	<b>11,809,871</b>

( 2 ) 【 四半期連結損益計算書 】  
【 第 3 四半期連結累計期間 】

( 単位 : 千円 )

	前第 3 四半期連結累計期間 (自 2008年 4 月 1 日 至 2008年12月31日)	当第 3 四半期連結累計期間 (自 2009年 4 月 1 日 至 2009年12月31日)
売上高	7,253,053	6,059,083
売上原価	4,476,849	3,727,507
売上総利益	2,776,203	2,331,575
販売費及び一般管理費	1 2,178,584	1 1,883,439
営業利益	597,619	448,136
営業外収益		
受取利息	19,174	10,573
受取配当金	10,416	10,731
契約中途解除益	-	16,999
和解清算益	-	32,044
負ののれん償却額	11	-
持分法による投資利益	786	-
その他	11,883	11,431
営業外収益合計	42,272	81,780
営業外費用		
支払利息	25	92
投資有価証券評価損	22,941	57,003
持分法による投資損失	-	43,531
固定資産除却損	1,580	3,076
その他	6,591	7,315
営業外費用合計	31,139	111,020
経常利益	608,752	418,896
税金等調整前四半期純利益	608,752	418,896
法人税等	262,118	199,565
少数株主損失 ( )	6,850	4,213
四半期純利益	353,484	223,544

【第3四半期連結会計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)
売上高	2,224,475	1,975,904
売上原価	1,263,429	1,266,008
売上総利益	961,045	709,896
販売費及び一般管理費	1 801,348	1 634,202
営業利益	159,697	75,693
営業外収益		
受取利息	6,870	1,628
受取配当金	4,584	4,859
和解清算益	-	32,044
その他	3,307	2,990
営業外収益合計	14,762	41,522
営業外費用		
支払利息	4	27
投資有価証券評価損	-	4,841
持分法による投資損失	3,934	11,190
固定資産除却損	555	299
その他	3,125	2,938
営業外費用合計	7,620	19,298
経常利益	166,839	97,918
税金等調整前四半期純利益	166,839	97,918
法人税等	75,027	45,042
少数株主利益又は少数株主損失( )	4,156	116
四半期純利益	95,969	52,758

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	608,752	418,896
減価償却費	216,021	282,851
負ののれん償却額	11	-
賞与引当金の増減額(は減少)	164,400	218,200
退職給付引当金の増減額(は減少)	24,004	14,033
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	34,575	1,438
長期未払金の増減額(は減少)	-	38,621
貸倒引当金の増減額(は減少)	118	21
受取利息及び受取配当金	29,591	21,304
支払利息	25	92
為替差損益(は益)	-	538
持分法による投資損益(は益)	786	43,531
投資有価証券評価損益(は益)	22,941	57,003
固定資産除却損	1,580	3,076
契約中途解除損益(は益)	-	16,999
売上債権の増減額(は増加)	1,023,280	1,854,677
たな卸資産の増減額(は増加)	281,936	202,388
仕入債務の増減額(は減少)	503,172	1,058,542
その他	180,579	119,326
小計	1,062,833	1,239,389
利息及び配当金の受取額	29,399	21,874
利息の支払額	25	92
持分法適用会社からの配当金の受取額	5,500	-
法人税等の支払額	564,706	634,277
営業活動によるキャッシュ・フロー	533,000	626,893
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	500,000	550,000
定期預金の払戻による収入	-	500,000
有価証券の取得による支出	2,095,226	699,288
有価証券の売却による収入	3,193,323	498,708
有形固定資産の取得による支出	210,376	60,719
無形固定資産の取得による支出	188,402	317,287
投資有価証券の取得による支出	103,079	-
会員権の取得による支出	-	17,776
その他	19,489	17,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	115,728	629,361

	前第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
少数株主からの払込みによる収入	10,000	-
自己株式の取得による支出	319,413	177,134
自己株式の処分による収入	204,911	142,857
配当金の支払額	262,398	274,854
リース債務の返済による支出	-	830
その他	1,503	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	368,404	309,962
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	538
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	280,324	312,969
現金及び現金同等物の期首残高	3,491,756	4,053,635
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 3,772,080	1 3,740,666

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>システム開発の請負に係る収益の計上基準については、従来、工事完成基準（検収基準）を適用しておりましたが、「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第3四半期連結会計期間未までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	<p>経営環境の著しい変化が生じておらず、一時差異の発生状況について前連結会計年度から大幅な変動がないため、前連結会計年度末の検討において使用した業績予想やタックスプランニングを利用しております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
1. 税金費用の計算	<p>税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積もり、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。</p> <p>なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。</p>

## 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (2009年12月31日)	前連結会計年度末 (2009年3月31日)																																
<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品</td> <td style="text-align: right;">193,746千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">365,369千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">17,985千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、1,849,284千円であります。</p> <p>3 第3四半期連結会計期間末日満期手形の処理 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。なお、第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の第3四半期連結会計期間末日満期手形が第3四半期連結会計期間末日残高より除かれております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">受取手形</td> <td style="text-align: right;">1,333千円</td> </tr> </table> <p>4 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">差額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,000,000千円</td> </tr> </table>	商品	193,746千円	仕掛品	365,369千円	貯蔵品	17,985千円	受取手形	1,333千円	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差額	2,000,000千円	<p>1 たな卸資産の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品</td> <td style="text-align: right;">113,717千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">242,824千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">18,171千円</td> </tr> </table> <p>なお、前連結会計年度における、たな卸資産の内訳は次のとおりです。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">商品</td> <td style="text-align: right;">187,503千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">仕掛品</td> <td style="text-align: right;">680,038千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">貯蔵品</td> <td style="text-align: right;">16,117千円</td> </tr> </table> <p>2 有形固定資産の減価償却累計額は、1,803,702千円であります。</p> <p>4 コミットメントライン(特定融資枠契約) 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行7行とコミットメントライン(特定融資枠契約)を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 40px;">コミットメントラインの総額</td> <td style="text-align: right;">2,000,000千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">差額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,000,000千円</td> </tr> </table> <p>5 偶発債務 売掛債権売却残高 76,329千円</p>	商品	113,717千円	仕掛品	242,824千円	貯蔵品	18,171千円	商品	187,503千円	仕掛品	680,038千円	貯蔵品	16,117千円	コミットメントラインの総額	2,000,000千円	借入実行残高	-千円	差額	2,000,000千円
商品	193,746千円																																
仕掛品	365,369千円																																
貯蔵品	17,985千円																																
受取手形	1,333千円																																
コミットメントラインの総額	2,000,000千円																																
借入実行残高	-千円																																
差額	2,000,000千円																																
商品	113,717千円																																
仕掛品	242,824千円																																
貯蔵品	18,171千円																																
商品	187,503千円																																
仕掛品	680,038千円																																
貯蔵品	16,117千円																																
コミットメントラインの総額	2,000,000千円																																
借入実行残高	-千円																																
差額	2,000,000千円																																

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 835,940千円	給料手当 794,924千円
賞与引当金繰入額 120,451千円	賞与引当金繰入額 96,498千円
退職給付費用 58,978千円	退職給付費用 66,340千円
役員退職慰労引当金繰入額 8,804千円	役員退職慰労引当金繰入額 1,438千円

前第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 269,629千円	給料手当 254,452千円
賞与引当金繰入額 120,451千円	賞与引当金繰入額 96,498千円
退職給付費用 19,405千円	退職給付費用 20,890千円
役員退職慰労引当金繰入額 834千円	役員退職慰労引当金繰入額 375千円
2 当社グループでは、出荷やお客様からの検収が9月及び3月に集中する傾向があるため、通常、第3四半期連結会計期間においては、売上高、営業利益等が、他の四半期連結会計期間に比べ、少なくなります。	2 同左

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 2008年4月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 2009年4月1日 至 2009年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係	1 現金及び現金同等物の四半期期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金勘定 1,527,831千円	現金及び預金勘定 1,642,655千円
有価証券勘定 3,043,866千円	投資その他の資産のその他 100,000千円
計 4,571,698千円	(長期性預金)
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 500,000千円	有価証券勘定 3,047,837千円
償還期間が3ヶ月を超える債券等 299,617千円	計 4,790,492千円
現金及び現金同等物 3,772,080千円	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 550,000千円
	償還期間が3ヶ月を超える債券等 499,826千円
	現金及び現金同等物 3,740,666千円

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(2009年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自2009年4月1日至2009年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 29,430千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 2,001千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 11,189千円

4. 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2009年5月1日 取締役会	普通株式	274,697	10.0	2009年3月31日	2009年6月22日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当社グループは、システムインテグレーターとして、同一セグメントに属するソフトウェアの開発、コンピュータ及び関連商品のコンサルティングから保守・運用管理に至る事業を行っており、当該事業以外に事業の種類がないため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

特に記載すべき事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているものについては記載の対象から除いているため、当第3四半期連結会計期間末において注記すべき事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第3四半期連結会計期間(自2009年10月1日至2009年12月31日)

ストック・オプションに係る当第2四半期連結会計期間における費用計上額及び科目名

売上原価 2,277千円

販売費及び一般管理費 6,100千円

( 1 株当たり情報 )

1 . 1 株当たり純資産額

当第 3 四半期連結会計期間末 ( 2009年12月31日 )		前連結会計年度末 ( 2009年 3月31日 )	
1 株当たり純資産額	274.81円	1 株当たり純資産額	276.61円

2 . 1 株当たり四半期純利益金額等

前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 2008年 4月 1日 至 2008年12月31日 )		当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 2009年 4月 1日 至 2009年12月31日 )	
1 株当たり四半期純利益金額	12.69円	1 株当たり四半期純利益金額	8.14円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	12.62円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額	8.13円

( 注 ) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおり  
であります。

	前第 3 四半期連結累計期間 ( 自 2008年 4月 1日 至 2008年12月31日 )	当第 3 四半期連結累計期間 ( 自 2009年 4月 1日 至 2009年12月31日 )
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益 ( 千円 )	353,484	223,544
普通株主に帰属しない金額 ( 千円 )	-	-
普通株式に係る四半期純利益 ( 千円 )	353,484	223,544
期中平均株式数 ( 千株 )	27,847	27,466
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額 ( 千円 )	-	-
普通株式増加数 ( 千株 )	166	18
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも のの概要	該当する事項はありません。	第六回新株予約権 なお、概要は、「第 4 提出会社の 状況、1 株式等の状況、( 2 ) 新 株予約権等の状況」に記載のと おりであります。

前第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 3.44円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1.92円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自 2008年10月1日 至 2008年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 2009年10月1日 至 2009年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(千円)	95,969	52,758
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益(千円)	95,969	52,758
期中平均株式数(千株)	27,869	27,428
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第二回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	第二回新株予約権 第六回新株予約権 なお、概要は「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当する事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、リース取引残高において、前連結会計年度末に比べて著しい変動はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月10日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 麻生 和孝 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川 純夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

株式会社アイティフォー  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩瀬 佐千世 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石川 純夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アイティフォーの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アイティフォー及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれておりません。